

業務の運営に関する規程

事業所名 公益社団法人広島県薬剤師会無料職業紹介所

第1 求 人

- 1 本所は、薬剤師に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、薬剤師に関する限り、いかなる求職の申込みについても受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。
- 3 都合により来所できない場合は、所定の求職票を郵送されれば受付けます。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職の決定の有無に関わらず紹介手数料は一切戴きません。

第4 その他

- 1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 2 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。
- 3 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 4 本所の取扱業務の範囲は、「薬剤師で広島県内」です。
- 5 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成26年4月1日

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 前田 泰則